

教育委員会定例会議事日程

令和3年2月5日（金）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について

体育科、保健体育科の授業における車いすを使用している児童生徒の参加支援に関する研修について

3 審議案件

教委第54号議案 横浜市奨学条例施行規則の一部改正について

教委第55号議案 令和2年度横浜市教育委員会表彰に係る被表彰者の決定について

教委第56号議案 令和2年度横浜優秀教員表彰に係る被表彰者の決定について

教委第57号議案 給与の支給の遅延に係る損害賠償額の決定に関する意見の申出について

教委第58号議案 国家賠償請求事件の訴訟上の和解に関する意見の申出について

4 その他

令和3年2月5日

教育委員会定例会 一般報告

1 市会関係

○2/1 本会議（第1日）会期決定

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

○体育科、保健体育科の授業における車いすを使用している児童生徒の参加支援に関する研修について

3 その他

新型コロナウイルス感染症への対応について

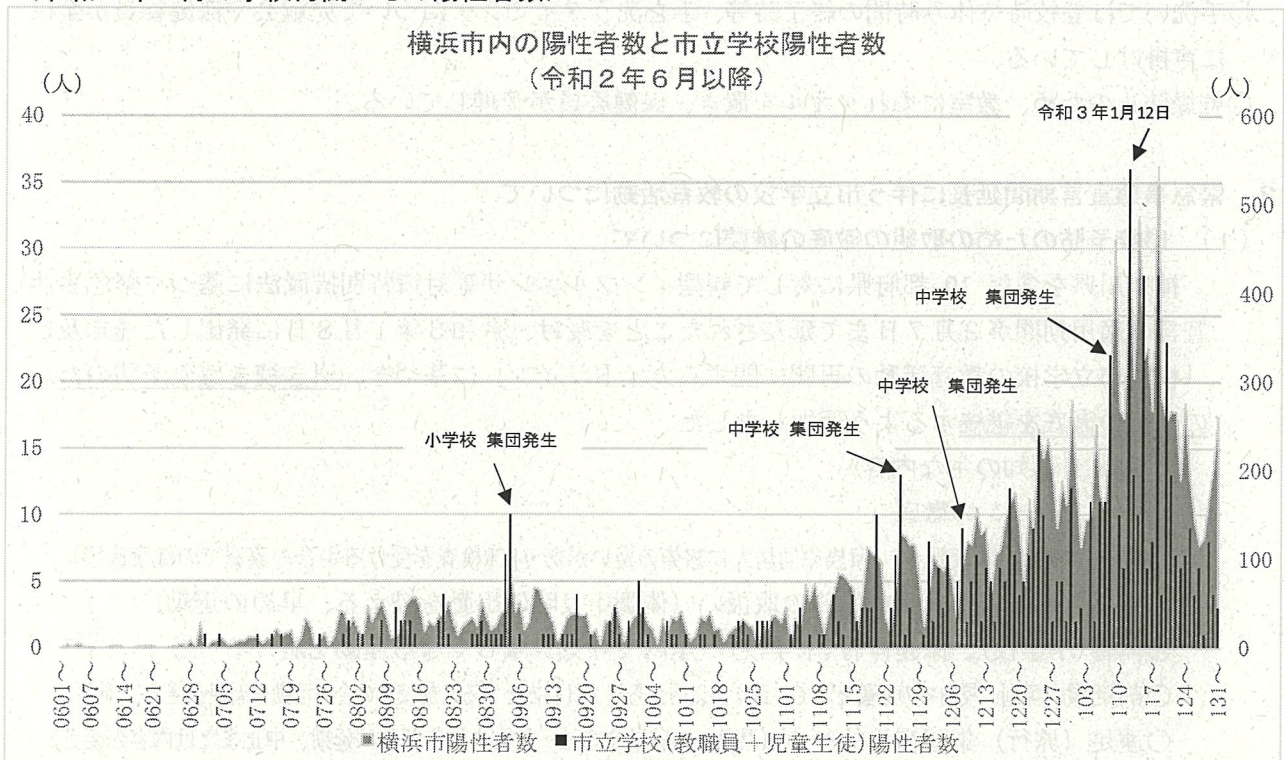
1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況

前回の報告（1月22日17時現在）以降の12日間で、教職員の感染者は10人、児童生徒の感染者は51人、感染者が発生した学校は合計53校です。

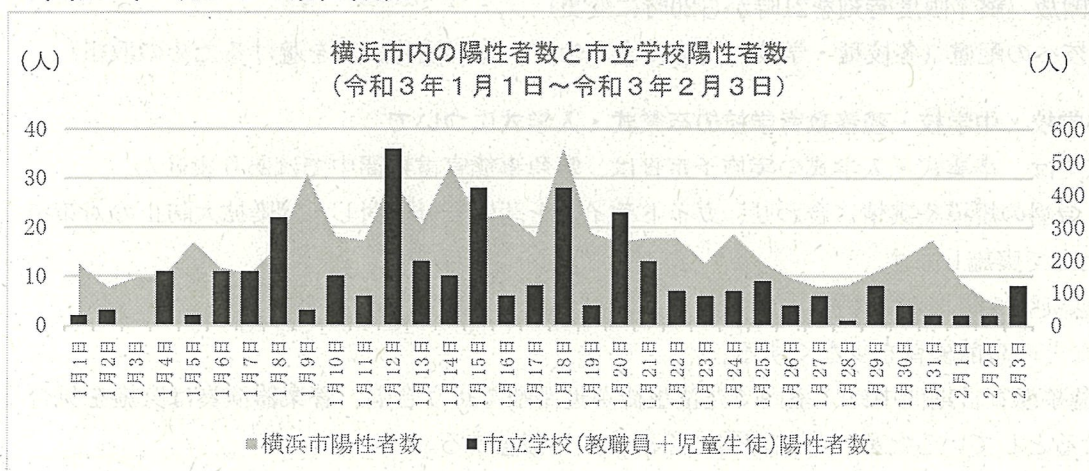
なお、令和2年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は86人、児童生徒の感染者は594人、感染者が発生した学校は308校となっています。（令和3年2月3日現在）

令和3年1月12日をピークに陽性者数は、減少傾向ですが、緊急事態宣言が延長されましたので、引き続き感染予防のための取組の徹底を継続していきます。

<令和2年6月の学校再開からの陽性者数>



<令和3年1月からの陽性者数>



2 学校での新型コロナウイルス感染症に対する取組事例について

緊急事態宣言が延長される中、学校では感染拡大を防ぎ、感染のリスクを下げながら教育活動を継続していくことが求められています。手洗いやマスクの着用、3密を防ぐなど具体的な感染対策を含め継続的な取組がすすめられています。また、各校子どもたち自身が感染症予防について正しく理解し、感染源や感染経路を断つことや、体の抵抗力をつけること等、日常からの自身の行動につながるよう支援しています。

【感染拡大を防ぐ取組事例】

- 消毒では毎日の清掃活動を重視しつつも、例えば教室の床は掃除用シートを活用するなどして、負担を少なくしている。
- 廊下に除菌シートをしく等の対応をしている。
- 児童生徒が身近な物品はウイルス対策に有効性ある界面活性剤を含む家庭用洗剤を積極的に活用している。
- 手洗いでは登校時や休み時間の終了時等、手を洗うタイミングについて児童会や保健委員が全校に声掛けしている。
- 乾燥防止のため、教室にぬれタオルを置き、保健委員が管理している。

3 緊急事態宣言期間延長に伴う市立学校の教育活動について

(1) 感染予防のための取組の徹底の継続について

神奈川県を含む 10 都府県に対して新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の適用期間が 3 月 7 日まで延長されたことを受け、令和 3 年 1 月 8 日に発出した通知及び「横浜市立学校の教育活動の再開に関するガイドライン」に基づき、引き続き感染予防のための取組の徹底を継続するよう通知しました。

《1 月 8 日通知の主な内容》

○ガイドラインの徹底

- 児童生徒の健康観察（家族や同居人に感染の疑いがあり PCR 検査を受ける場合の家庭での健康観察）
- 教職員の健康管理及び勤務の取扱い（体調不良時に出勤を控える、早めの退勤）
- 体育（小学校）、保健体育（中学校）（屋内で呼気が激しくなる運動を避ける 他）
- 部活動（原則、校内での活動として、週 4 日以内から週 3 日以内とする、他校との合同活動や朝練を控える 他）
- 遠足（旅行） 集団宿泊的行事（県外への移動や宿泊・飲食を伴う行事は延期、中止または内容の変更）
- 学校での食事における留意事項
- 学校開放（終了限度時刻を 21 時から 20 時に変更）
- 登下校への配慮（各校種・学校の実態に合わせて、登下校時の密を避けるための取組）

(2) 市立小学校・中学校・義務教育学校の卒業式・入学式について

現時点では、卒業式・入学式の実施予定日は、緊急事態宣言期間中ではありません。

学校・会場の規模や実情に合わせ、ガイドラインを基に十分検討し、感染拡大防止の対策を徹底した上で実施します。

《主な感染拡大防止の対策》

- 予行などの事前練習を少なくする。
 - ・緊急事態宣言期間中は、室内で児童生徒が近距離で行う合唱、管楽器演奏は実施を見合わせるとしているため、事前練習の際には十分留意する。

○参加者や開催方法、緊急時の連絡方法を検討する。

- ・来賓、在校生、保護者の参加の検討。

○式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮する。

- ・祝辞の割愛又は時間短縮。

○感染予防に努める

- ・適切な距離を保ち座席を設定する。(マスク着用の上で1m以上空ける。)
- ・体調不良や風邪のような症状がある者の参加を控える。
- ・歌唱などをできる限り少なくする。大きな声を出さないようにする。
- ・式場内で大きな声で行う「呼びかけ」の実施は見合わせる。
- ・出席者のマスク着用、手洗い・手指消毒や検温、私語を慎む、健康観察等を徹底。
- ・会場の消毒などを行う。

4 ロイロ・ノートスクールのアカウントの配布と接続確認について

(1) 接続確認の目的

オンラインを使い、学校と家庭がどのくらい接続できるのかを各学校が把握し、臨時休業や今後のGIGAスクール構想に向けて備えるために接続確認を実施しました。

横浜市教育委員会が作成した「ロイロノート・スクール」を活用した学習動画を学校から家庭に試行配信し、現状の環境下でどのくらい接続できるかを調査しました。

(2) 調査時期

令和2年12月4日～令和3年1月7日

(3) 調査対象校

小学校、中学校、特別支援学校

※高等学校は先行実施しているため調査から除外しています。

(4) 調査結果

全校で各家庭に8月からロイロノート・スクールのアカウント配付を行いました。実際に家庭と学校が接続できた割合は、小学校70%、中学校67%、特別支援学校53%です。小学校、中学校、特別支援学校を平均すると69%の家庭と学校の間でオンラインの接続ができています。一方で接続確認が難しかった理由には「家に端末がなく接続の仕方が分からなかった」「保護者が仕事で忙しく、児童だけでは無理だった」などの声がありました。

(5) 課題と対応策

(課題)

家庭と学校が接続できた割合は平均すると69%ですが、各学校間の割合の差は約20%～100%と差が大きく、接続できた割合が50%以下の学校が全体の約1割でした。

その一方で、端末が整備されていない中、約7割の家庭と学校が接続できたということは、保護者のオンライン教育に対する興味・関心の高さを示しています。

(対応策)

来年度からは ICT 支援員の訪問回数を拡充するので、今回、接続できた割合が低かった学校に対しては、十分活用できるよう方面事務所の学校担当、情報教育担当等とも連携して支援していきます。また、当該校の教職員の「ICT 活用指導力」を向上させるために、研修等への参加を促します。

さらに、家庭に対しては、今回初めて約 26 万人対象の全校調査、短い期間での周知、端末が十分整備されていない中での接続調査だったので、調査の意図や「GIGA スクール構想」について理解が進むように、今後は、横浜市 PTA 連絡協議会とも連携して、段階的に周知を図り、情報モラルに関しても学校と家庭が連携して取り組んでいきます。

体育科、保健体育科の授業における車いすを使用している 児童生徒の参加支援に関する研修について

車いすを使用している児童生徒が在籍する学校に対して、体育科・保健体育科の授業参加における自校の課題を発見し、解決の見通しをもつとともに、近隣校でのネットワークづくりを構築することを目的として、授業支援に関する研修会を1月28日に実施しました。

前半は、横浜国立大学の泉真由子教授を講師にお招きし、「体育科・保健体育科の授業における支援の課題と今後に向けて」をテーマにパネルディスカッションを、後半は、「学校のネットワークづくり」をテーマに、参加者によるグループワークを行いました。

小学校、中学校、高等学校、特別支援学校から、管理職、教員、特別支援教育コーディネーターを担う教員の方など、計27校32名が参加し、熱心に情報交換や協議が展開されました。

パネルディスカッション

「体育科・保健体育科の授業における、車いすを使用している児童生徒の 参加支援の課題と今後に向けて」

小学校 主幹教諭による実践紹介

二年生児童の入学前からこれまでの実践の具体

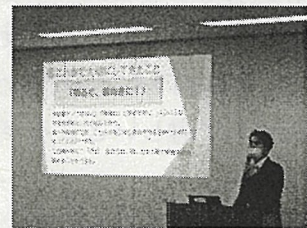
【概要】

入学前から校内では、学校施設の環境安全を整えるために、エレベーター工事の申請、トイレの改修、階段昇降機の活用、学校生活全般をサポートする支援員の配置など、何度もケース会議を行い、児童の実態の把握とアセスメントをし、受け入れ準備を進めた。

入学から現在に至るまで、授業は体育も含めて、ほぼ全ての学習活動に参加できている。

教室での学習の配慮（特に書くこと）、教室外での配慮（移動の時間等）、特に体育の授業に関しては、一年生の頃から課題と捉えていた児童の実態に即した学習を行うために、今年度は個別の指導計画を作成し、取組を進めている。

ボールゲームでは、みんなと一緒にゲームに参加していた際、他の人と比べてボールに当たる確率が高くアウトになることが多いため、自分からルールについて、「足が当たった時にアウトにしてほしい」と伝えることができた。仲間も快く受け入れ、楽しくプレイすることができた。教員が決めるのではなく児童同士が決められたことに意味があり、そこに子どもたちの成長を感じた。



中学校 横浜国立大学 泉 真由子 教授による実践紹介

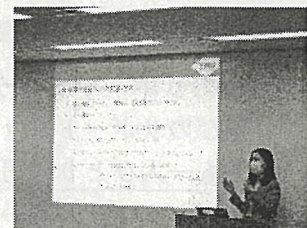
学校と大学が連携して取り組んだ三年生の事例

【概要】

中学入学から二年間、体育分野の授業を見学してきた生徒が、最後の一年間、全ての単元に参加した実践事例である。大学と学校が連携してインクルーシブ教育の実践を進め、体育の授業をきっかけに、支援を受ける生徒と周囲の生徒の姿に大きな変容が見られた。

授業に初めて参加した日の様子から、生徒が変わるきっかけとなった教員や仲間との車いす競争のこと、それをきっかけとして生まれた体育祭の種目「車いす競争」に出場したこと、自信のある車いす競争に負けて「悔しい」という感情を初めてもつことができたこと等、体育で学んだ様々な経験は、生徒の心に大きな変化を生んだ。子どもの変容は、保護者の意識も変えた。それと同時に、一緒に取り組む仲間の意識も変化し、共に運動を楽しむためにルールを工夫する等、全ての生徒にとって貴重な学習機会となった。

中学卒業後の進路選択にあたり、将来の生き方について考える機会を得るとともに、自分にはできることとできないことがあるという自分の障害を受容していくことにつながった。



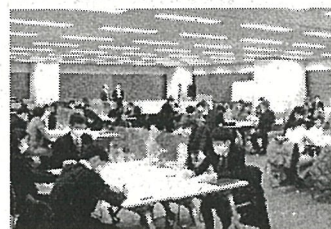
グループワーク 「学校のネットワークづくり」

ファシリテーター：体育科・保健体育科指導主事、特別支援教育相談課指導主事

グループで話し合われた内容

○体育の授業参加について

- ・車椅子を使用している児童生徒のモチベーションを高め、主体性をもてる活動にすることが大切だと考えている。そのために、本人のペースに合った活動にして、達成感や運動特性を味わうことができるようにすることを重視して授業に取り組んでいる。
- ・用具やルールを工夫して授業に取り組んでいる。走る長さを変えるなど、子どもの実態を把握した上でアレンジを行っている。
- ・ポッチャや車いす卓球台など用具を充実させているところである。
- ・安全面への配慮が最も大切だと考えており、接触のある種目の参加の仕方に難しさがある。
- ・体力がなく運動をやりたがらない子どもに対する支援について悩んでいる。
- ・めあての設定の仕方（全体のめあてと個の状況に合わせためあて）について、本人のできることとできないことの整理をしていきたい。
- ・一般の生徒とできるだけ一緒に授業に取り組むことができるようにし、生徒同士で相談・改善し、少しずつレベルアップできるような授業実践に取り組みたい。



○学習評価について

- ・評価規準の妥当性について、どのように考えていけばよいのか悩んでいる。
- ・体育科で育成を目指す資質・能力を明確にし、子どもたちに必要な学びを考えていきたい。
- ・とても前向きに取り組む生徒だが、目標に準拠した評価と照らし合わせて考えると、技能の評価について難しいところがある。様々な機会を捉えて、本人・保護者と共通理解を図ることが大切である。
- ・個別の指導計画を作成することで、本人の実態に応じた目標を立てて評価することができる。

○校内・小中学校の連携や保護者との連携について

- ・《校内の連携》管理職がリーダーシップを発揮し、職員全体での共有ができることや、合理的配慮について、教科等を超えて校内で検討することが大切だ。
- ・《小中連携》成長とともに変化する身体面、心理面など、子どもや保護者の思いを小中で情報共有し、円滑な接続ができるようにする。
- ・《家庭との連携》一人ひとりの状態が違うので、本人、保護者の思いを大切にし、合意形成を図りながら進めていくことが大切である。



「学びのサポートブック 体育科、保健体育科編」を作成

「学びのサポートブック」を作成し、来年度初旬に発信できるよう準備を進めています。子ども一人ひとりの可能性を最大限に伸ばし、学ぶ楽しさを味わうことを目指した授業のサポートブックです。車いすを使用している児童生徒の体育科・保健体育科の授業参加に関する具体的な支援や、今回話題となった学習評価に関する考え方についても掲載する予定です。

教委第54号議案

横浜市奨学条例施行規則の一部改正について

横浜市奨学条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年2月5日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

より適切に横浜市高等学校奨学生を選考を行うべく奨学生願書の提出期限を変更し、新入生等及び新入生等の出身学校の負担軽減を図るべく推薦証明書の添付を不要とするとともに、すでに効力を有しない様式を削除するため、横浜市奨学条例施行規則の一部を改正したいので提案する。

横浜市奨学条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する

令和 年 月 日

横浜市教育委員会
教育長

横浜市教育委員会規則第 号

横浜市奨学条例施行規則の一部を改正する規則

横浜市奨学条例施行規則（昭和41年11月横浜市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「毎年4月30日または」を削り、同条第3項を削る。

第3号様式を次のように改める。

第3号様式 削除

第6号様式から第11号様式までを削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

横浜市奨学条例施行規則 新旧対照表 (抜粋)

現 行	改正案
<p>(奨学生願書及び推薦調書の提出)</p> <p>第2条 条例第5条に規定する奨学生願書(第1号様式)及び推薦調書(第2号様式)は、<u>毎年4月30日または教育長が指定する日までに提出しなければならない。</u></p> <p>(第2項 省略)</p> <p>3 <u>あらたに入学または転入学した者で、奨学生を志願しようとするものの推薦調書を作成する学校長は、そのものの出身学校長の推薦証明書(第3号様式)を推薦調書に添付しなければならない。</u></p>	<p>(奨学生願書及び推薦調書の提出)</p> <p>第2条 条例第5条に規定する奨学生願書(第1号様式)及び推薦調書(第2号様式)は、<u>_____教育長が指定する日までに提出しなければならない。</u></p> <p>(第2項 省略)</p> <p><u>(第3項 削除)</u></p> <p><u>附 則</u> この規則は、<u>令和3年4月1日から施行する。</u></p>

第3号様式

第3号様式 削除

第3号様式(第2条第3項)

推 薦 証 明 書 (課程・学年)	
推 薦 生 徒 等 氏 名	学 校
学 業 に 関 す る 所 見	
人 物 に 関 す る 所 見	
収 入 状 況 に 関 す る 所 見	
将 来 に 対 する 総 合 的 所 見	
上記のとおり横浜市奨学条例第2条に該当するものと認め、証明します。 年 月 日 (あて先) 横浜市教育委員会教育長 学校長 印	

(A4)

(第6号様式 削除)

第6号様式(第6条第1項)

入学資金貸与申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市教育局教育長

本人
保護者

入学資金の貸与を受けたいので、申請します。

受付番号	決定番号	生年月日	年 月 日
フリガナ氏名	性別	男・女	(歳)
現在住所	学校		
在籍・卒業学校名	本人の年齢	本人の住所	職業有・無
氏名	年齢	本人の住所(自宅TEL)	連絡先
保護者現在住所	収入の状況		
本人の氏名	収入のあまる場合	収入の種類	在学している場合は
本人	○	給与・事業・公的扶助・年金・その他()	は○
		給与・事業・公的扶助・年金・その他()	
		給与・事業・公的扶助・年金・その他()	
		給与・事業・公的扶助・年金・その他()	
		給与・事業・公的扶助・年金・その他()	
		給与・事業・公的扶助・年金・その他()	
		給与・事業・公的扶助・年金・その他()	
		給与・事業・公的扶助・年金・その他()	
		給与・事業・公的扶助・年金・その他()	
入学志願校名	立	立	立
立	立	立	立
立	立	立	立

現 行

改正案

(第7号様式 削除)

第7号様式

第7号様式(第6条第1項)

氏 名		推 薦 書	
学 業 成 績	在 学 校 名	学 力 所 見	
	入 学 年 月 日		
教 科	学 期	人 物 所 見	收 入 状 況 所 見
	学 期		
	学 期		
上記の者は、学業、人物とも優秀、かつ健康状態も良好ですので、入学資金貸与申請者として推薦します。 年 月 日 (あて先) 横浜市教育委員会教育長			
		学校名	印
		学校長	印
		調査記入者	

現行

改正案

(第8号様式 削除)

第8号様式

第8号様式(第7条第2項)

横浜市教育委員会 指令第 号
年 月 日

決定番号

入学資金貸与決定通知書

住所 氏名 様

横浜市教育委員会教育長 印

〇〇

年 月 日に申請のありました入学資金については、申請を認め、次のとおり貸与します。

貸与期日	年 月 日
支払場所	
貸与金額	円

(A4)

第9号様式(表)

(第9号様式(表) 削除)

第9号様式(第9条)

(表)

借 用 証 書

金 額	万	千	百	十	円

私は、入学資金として、上記の金額を借用しました。

つきましては、この金額を横浜市奨学金条例及び同施行規則の規定に従って、誠実に使用し、滞りなく返還します。

なお 返還は、裏面返還方法明細の記載に従って行います。

年 月 日

(あて先)

横浜市教育委員会教育長

本人 氏名
住所

㊟

連帯保証人
氏名
住所

㊟

(AA)

現 行

改正案

第10号様式

(第10号様式 削除)

第10号様式(第12条第1項)

入学資金返還免除願

氏 名
学 校 名 (第 学年在学)
決定番号

入学資金の返還の免除を受けたいので、別紙の書類を添えて願ひ出ます。

免除を受けようとする金額	円
--------------	---

免除を受けようとする理由

年 月 日

(あて先)

横浜市教育局委員兼教育長

本人

進捗保証人

(M)

現 行

改正案

(第11号様式 削除)

第11号様式

第11号様式(第12条第1項)

入学資金返還額予約額

氏 名
学 校 名 (第 学年在学)
決 定 番 号

入学資金の返還の猶予を受けたので、別紙の書類を添えて願います。

予定していた返還期限 年 月 日	新たに希望する返還期限 年 月 日
---------------------	----------------------

現 借 用 額	円
---------	---

返還の猶予を受けようとする理由

年 月 日

(あて先)

横浜市教育委員会教育長

本人
連帯保証人

(A4)

横浜市奨学条例施行規則の一部改正について

1 趣旨

本市では、横浜市奨学条例及び同条例施行規則（以下「規則」という。）の定めるところにより、経済的理由により修学困難な高等学校の生徒に対し返還不要の奨学金を支給しています。

奨学金の受給を希望する生徒（以下「志願者」という。）は、学校長を通じて奨学生願書（第1号様式。以下「願書」という。）を毎年4月30日又は教育長が指定する日までに教育委員会に提出しなければならず、願書には、志願者の家族の収入状況を証明する書類（課税（非課税）証明書等）及び学校長が作成した推薦調書（第2号様式）を添付する必要があります（規則第2条第1項及び第2項）。また、志願者が新1年生または転入生（以下「新入生等」という。）の場合は、当該新入生等の出身学校長が作成した推薦証明書（第3号様式）も添付する必要があります（規則第2条第3項）。

このたび、より適切に奨学生の選考を行うため、願書には6月初旬頃に取得できる志願者の家族の前年の収入状況を証明する書類（課税（非課税）証明書等）を添付できるよう、当該書類の取得に必要な期間を考慮して願書の提出期限を変更するとともに、新入生等及び新入生等の出身学校の負担軽減を図るべく推薦証明書（第3号様式）の添付を不要とするため規則を改正します（合わせて、過去の規則改正により規定が削除され、既に効力を有しなくなった様式を削除します。）。

2 改正の概要

(1) 奨学金願書等の提出期限の変更（第2条第1項）

規定中の「毎年4月30日または教育長が指定する日」を「教育長が指定する日」に改正します。

(2) 推薦証明書の廃止（第2条第3項及び第3号様式）

推薦証明書の添付に関する規定及び推薦証明書様式を削除します。

(3) 様式の削除（第6号様式から第11号様式まで）

過去の規則改正により、第6号様式から第11号様式までは、すでに効力を有しないものとなっておりますが、当該様式の削除が漏れていたため、今回の規則改正において削除します。

3 規則等に係る意見公募手続

規則の改正のうち、奨学金願書等の提出期限の変更（第2条第1項）及び推薦証明書の廃止（第2条第3項及び第3号様式）について、次のとおり意見公募を実施しました。

なお、第6号様式から第11号様式までの削除については、すでに効力を有しない様式のみ削除のため、意見公募手続の対象とならないことから意見公募を実施していません。

(1) 意見提出期間

令和2年11月25日から令和2年12月24日まで

(2) 提出意見数

0件

(3) 意見公募結果の公示

令和3年3月25日（予定）

4 施行予定日

令和3年4月1日